

宇都宮市国民保護計画策定の考え方について

1 計画の策定方針

市は国民保護法上、武力攻撃事態等において、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有している。

そして、この国民保護措置を円滑に実施するには、国、県を始め、他の市町村、関係機関との連携を図ることが重要であり、これらの機関の策定する計画との整合性を図る必要がある。

そのため、栃木県国民保護計画に基づくとともに、国が作成した市町村モデル計画を基本として策定する。

2 宇都宮市国民保護計画の基本構成

本 編

第1章 総論 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の責務、計画の位置づけ、構成等 ○ 国民保護措置に関する基本方針 ○ 関係機関の事務又は業務の大綱等 ○ 市の地理的、社会的特徴 ○ 市国民保護計画が対象とする事態 	
第2章 平素からの備えや予防 <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織・体制の整備等 ○ 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え ○ 物資及び資材の備蓄、整備 ○ 国民保護に関する啓発 	
第3章 武力攻撃事態等への対処 <ul style="list-style-type: none"> ○ 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 ○ 市対策本部の設置等 ○ 関係機関相互の連携 ○ 警報及び避難の指示等 ○ 救援 ○ 安否情報の収集・提供 ○ 武力攻撃災害への対処 ○ 被災情報の収集及び報告 ○ 保健衛生の確保その他の措置 ○ 国民生活の安定に関する措置 ○ 特殊標章等の交付及び管理 	
第4章 復旧等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急の復旧 ○ 武力攻撃災害の復旧 ○ 国民保護措置に要した費用の支弁等 	第5章 緊急対処事態への対処 <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

資料 編

- 関係機関の連絡先
- 市対策本部の運営要綱等

3 宇都宮市国民保護計画策定スケジュール

- 平成18年 5月 平成18年度第1回宇都宮市国民保護協議会
- ・ 計画の策定に関する諮問
- 8月 平成18年度第2回宇都宮市国民保護協議会（11日予定）
- ・ 計画（素案）の審議
- 9月 パブリックコメント
- 11月 平成18年度第3回宇都宮市国民保護協議会（10日予定）
- ・ 計画（案）の審議
 - ・ 答申
- 12月 知事協議
- 平成19年 1月 計画策定
- 3月 市議会報告
公表